

健康保険のしおり（亀田総合病院健康保険組合）

1. 保険者

●保険者（健康保険組合）とは？

健康保険事業を運営するために保険料を徴収したり、保険給付を行ったりする運営主体のことを『保険者』といいます。

2. 被保険者

●被保険者とは？

健康保険に加入し、病気や怪我等をしたときなどに必要な給付を受けることができる人のことを『被保険者』といいます。

●被保険者となる人

適用事業所に使用されている75歳未満の人は、国籍・性別・賃金の額などに関係なく被保険者となります。

3. 被扶養者

●被扶養者とは？

親族の範囲や被保険者によって主として生計を維持されているかなど、法律で定められた基準をもとに認定された家族を『被扶養者』といいます。

●被扶養者の範囲（図1参照）

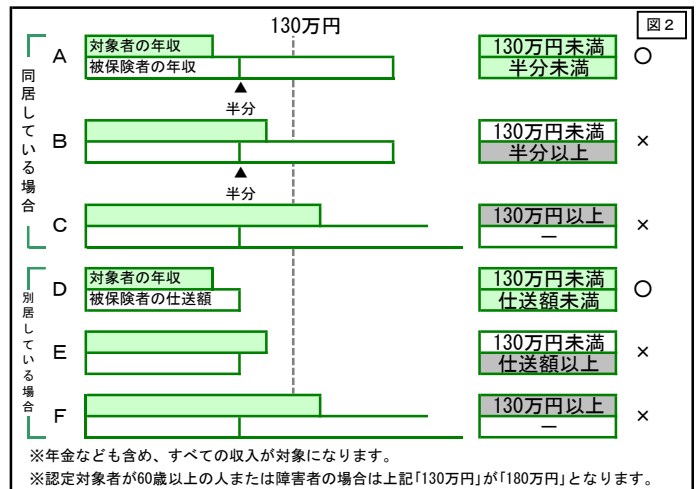
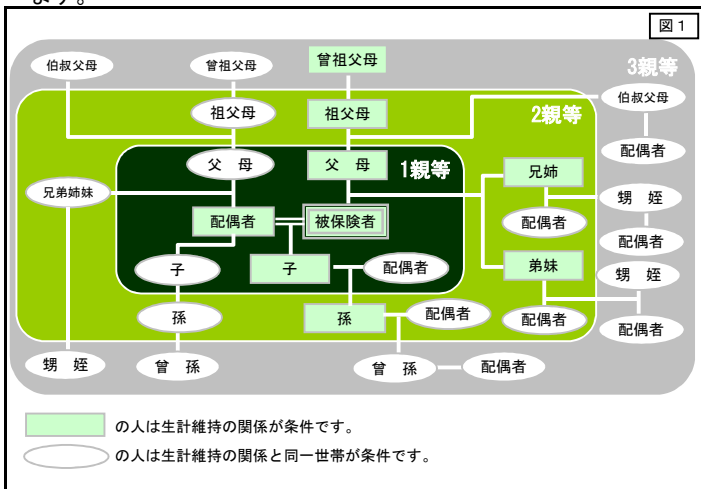
被保険者と同居・別居いずれでもよい人：75歳未満で、被保険者の直系親族（父母、祖父母など）、配偶者（内縁関係でもよい）、子、孫、兄弟、弟妹

被保険者と同居していることが条件の人：75歳未満で、上記以外の3親等内の親族（伯叔父母、甥姪など）、内縁関係の配偶者の父母や子

●認定条件

認定されるための条件の一つである「主として被保険者の収入で生計を維持している」状態とは、次の基準（図2）をもとに判断されます。

ただし、機械的に一律に適用されるのではなく、生活の実態とかけはなれるなど妥当性を欠く場合には、実情に応じた認定が行われます。



4. 標準報酬月額・標準賞与額

●標準報酬月額・標準賞与額とは？

被保険者が事業主から受ける毎月の給料などの報酬の月額を区切りのよい幅で区分した「標準報酬月額」と、賞与額から1,000円未満の端数を切り捨てた「標準賞与額」を設定し、保険料の額や保険給付の額を計算します。

※標準賞与額には上限が設定されており、健康保険は年間573万円、厚生年金保険は支給1回につき150万円となっています。

この「標準報酬月額」と「標準賞与額」に当組合の保険料率を乗じて算出された保険料額を、事業主と被保険者で折半負担します。

5. 健康保険の給付

●病気・けがをしたとき（業務上・通勤災害を除く）

【療養の給付・家族療養費／入院時食事療養費・入院時生活療養費】

健康保険を扱っている病院・診療所（保険医療機関）や保険薬局に被保険者証（70歳以上は併せて高齢受給者証）を提示すれば、必要な医療（調剤）をうけられる。このとき、下表のとおり、かかった医療費等の定率を一部負担金・自己負担額として支払う。

義務教育就学前	義務教育就学後 ～70歳未満	70歳以上	
		現役並み所得者	その他
2割	3割	3割	2割※

※平成26年4月1日までに70歳になり1割負担であった方は75歳まで1割

入院時の食事の費用は、食事療養標準負担額（1食460円、低所得者については軽減）を除いた部分が入院時食事療養費として現物給付される。

また、療養病床に入院する65歳以上の人には、生活療養標準負担額（1日320円+1食460円、低所得者は軽減）を除いた部分が入院時生活療養費として現物給付される。

【手続】保険医療機関に被保険者証を提示（保険薬局には処方箋を提出）

【訪問看護療養費・家族訪問看護療養費】

在宅療養の難病患者等が、訪問看護ステーションの訪問看護を受けたときは、その費用が（家族）訪問看護療養費として現物給付される。基本利用料（負担割合は上表と同様）を負担。

【手続】訪問看護ステーションに被保険者証を提示するとともに医師が交付した訪問看護指示書を提出

【療養費】（被扶養者については家族療養費として給付）

やむを得ず非保険医にかかったり、被保険者証を提示できないとき、国外で医療を受けたときなどは、保険者が承認すれば、健康保険の標準料金から一部負担相当を除いた額が払いもどされる。

【手続】療養費支給申請書を提出

【移送費・家族移送費】

必要な医療を受けるため緊急に移送されたときは、保険者が認めた範囲の実費が払いもどされる。

【手続】移送費（家族移送費）支給申請書に医師の意見書と交通費の領収証を添えて提出

【高額療養費／高額介護合算療養費】

1ヵ月の自己負担額が自己負担限度額を超えたとき、請求により超えた分が払いもどされる（低所得者は負担軽減）。

ただし、入院の場合は、認定により1保険医療機関あたりの窓口負担は自己負担限度額まで。

また、同一世帯で健康保険と介護保険の1年間の自己負担額の合計が別に設定された限度額を超える場合も払いもどしが行われる。

【手続】高額療養費支給申請書を提出。入院の場合は限度額適用認定証、高齢受給者証を保険医療機関に提出

介護との合算の場合は高額介護合算療養費の支給申請書に介護保険の負担額証明書も添付して提出



●病気・けがで仕事につけないとき（業務上・通勤災害を除く）

【傷病手当金】

被保険者（任意継続被保険者を除く）本人が療養のため仕事を4日以上休んで給料をうけられないときは、4日目から欠勤1日につき法定給付がうけられる（支給開始日から1年6カ月の範囲）。

【手続】給料支払有無の事業主証明と医師の意見をうけた傷病手当金支給申請書を提出



●出産したとき

【出産育児一時金・家族出産育児一時金】

出産したときは、1児ごとに420,000円（産科医療補償制度に加入していない医療機関等の場合は404,000円）を限度に、直接保険医療機関等に支払われる。出産後に実際の出産費用との差額を精算（直接支払制度）。

【手続】保険医療機関等に被保険者証等を提示

直接支払制度を利用しない場合は、医師等の証明をうけた（家族）出産育児一時金支給申請書を提出



【出産手当金】

被保険者（任意継続被保険者を除く）本人が出産で仕事を休み給料をうけられないときは、出産（予定）日以前42日（多胎妊娠は98日）から出産日後56日までの期間、欠勤1日につき法定給付がうけられる。

【手続】給料支払有無の事業主証明と医師の意見をうけた出産手当金支給申請書を提出



●死亡したとき（業務上・通勤災害を除く）

【埋葬料（費）・家族埋葬料】

被保険者が死亡した場合は100,000円、被扶養者が死亡した場合は50,000円が支給される。

【手続】事業主の証明をうけた埋葬料（費）（家族埋葬料）支給申請書を提出



●退職したあと（被保険者期間が継続して1年以上ある人が資格を失ったとき）

【傷病手当金・出産手当金】

退職時に傷病手当金・出産手当金をうけている（条件を満たしている）ときは、期間満了までうけられる。

【手続】在職中と同じ（事業主の証明は不要）

※ただし、付加給付はうけられません。

【出産育児一時金】

退職後6ヵ月以内に産したときは、出産育児一時金をうけられる

【手続】在職中と同じ（事業主の証明は不要）

（直接支払制度を利用する場合は、その時点で加入している保険者の被保険者証と、加入していた保険者の発行する証明書類を提示）

【埋葬料（費）】（被保険者期間が継続して1年以上なくてもよい）

退職後3ヵ月以内、傷病手当金・出産手当金をうけている間、またはうけなくなって3ヵ月以内に死亡した場合は50,000円が支給される。

※健康保険の給付をうける権利は、2年間の時効で消滅します。
※詳細や申請書は各事業所の健保担当部署にお問合せください。

6. 保健事業

●保健事業とは？

積極的に病気を予防したり、皆さんの健康増進の援助をするために実施する各種の健康診査や体育奨励、保養所契約などの事業です。

【特定健診・特定保健指導の事業】

40歳から74歳の被保険者・被扶養者の特定健診を実施し、特定保健指導対象者への指導を行う。



【保健指導宣伝の事業】

- ①機関紙として「健保だより」を年4回発行し、被保険者全員に配付する。
- ②健康保険知識の普及と理解のために「健康保険のしおり」を入職時に配付する。
- ③出産した際、誕生月から2年間、育児用図書「赤ちゃん和妈妈」を自宅に送付する。
- ④被保険者・被扶養者がかかった医療費について3ヵ月分ずつまとめた「医療費通知」を送付する。
- ⑤被保険者・家族のための「メンタルヘルス対策」を信頼ある外部の専門機関に委託する。



【疾病予防の事業】

- ①生活習慣病健診や歯科検診等への費用補助を行う。
- ②各種予防接種等（インフルエンザなど）への費用補助を行う。
- ③歯科予防対策として「歯みがきセット」を全被保険者に配付する。



【体育奨励の事業】

- ①東京ディズニーリゾート（年間）・・・利用券の配付による利用補助
- ②潮干狩（5月）・・・木更津市江川海岸潮干狩場にて開催（被保険者・家族）
- ③バレーボール大会（5・6月）・・・保健福祉会館内健保体育館にて開催
- ④ボウリング大会（9・10月）・・・部署・グループ等でのプレー（2ゲーム+貸し靴代/1人）を補助
- ⑤バスツアー（11月）・・・日帰りバスツアーの開催（被保険者・家族）
- ⑥保健福祉会館内健保体育館・アスレチックルームを利用した健康づくりの促進
- ⑦スポーツクラブ・・・ルネサンス（費用補助）、トータルボディケアJ-1（利用契約）



【契約保養所等の事業】

- ①保養施設等を宿泊利用した被保険者に対し、年1回3,000円/1人を補助
- ②三日月グループ宿泊利用・ゴルフ利用に対し、10%割引+2,000円/1回を補助
- ③保養所等との利用契約
 - ・セレーニア鴨川・・・病院脇マンションの一室（1003号室）を保養施設として利用契約
 - ・日本リゾートシステム・・・軽井沢エリアを中心とした契約保養施設
 - ・ラフォーレ倶楽部・・・森トラスト・ホテルズ&リゾート（株）の経営する保養施設との利用契約
 - ・ホテルグリーンプラザ・・・全国にリゾートホテルやスキー場をもつ契約保養施設
 - ・南総城山温泉「里見の湯」・・・館山市の入浴施設
 - ・ウエストペニンシュラホテル・・・館山市のリゾートホテルとの利用契約



7. 保健福祉会館

この建物は、2004年5月にオープンした健保組合所有の施設で、回復期リハビリテーション病院と体育館の複合施設です。北側の体育館棟は2階建てで、1階にアリーナ、それをサポートする諸施設（更衣室・シャワー室）があり、2階部分にアスレチックルームがあります。

利用方法：健保連絡事務室あて事前に予約（当日利用については空いていれば体育館事務室でも受付可）
健保連絡事務室（教育棟1階） 内線2230、直通TEL04-7099-1235
体育館事務室（体育館棟1階） 内線 610、直通TEL04-7093-2919

